

# 小型家電リサイクル法に 基づく相模原市の取組み

相模原市 環境経済局  
資源循環部 資源循環推進課  
課長 岩部 正志



じゅんすい

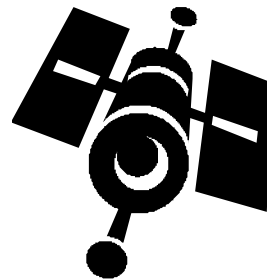
# 潤水都市さがみはら

19番目の政令指定都市

人口:約72万人  
面積:328.83km<sup>2</sup>

首都圏南西部の広域的交流拠点都市

小惑星探査機「はやぶさ」  
のふるさと  
リニア中央  
新幹線の停車駅



2014年で市制施行60周年

第9回3R推進全国大会を本市で開催  
(平成26年10月29日(水)杜ホールはしもと)

# 相模原市一般廃棄物処理基本計画

計画期間：平成20年度～平成30年度

平成24年度に中間見直しを実施

数値目標(平成30年度)

	平成25年度		平成30年度
市民1人1日当たりの家庭ごみ排出量	530g	→	480g
ごみ総排出量	139,511t	→	128,200t
リサイクル率	21.1%	→	25%
最終処分量	24,418t	→	21,000t

## 重点的に取り組む事項

ごみと資源の排出ルール徹底のための周知・啓発の充実

事業系一般廃棄物の更なる減量化・資源化に向けた対策の実施

使用済小型電子機器等の再資源化に向けた事業の実施

家庭ごみの有料化を含めたごみ処理手数料のあり方の調査研究

収集運搬体制の見直し

安全で安定的なごみ処理・処分体制の確保

市民・事業者・行政の協働による仕組みづくりの充実

地域に根ざした組織体制の検討

# 事業化における検討ポイント

## 視点 費用負担の解消

### イニシャルコスト負担の軽減

→事業で必要な設備経費(回収ボックス等)や、事業周知に係る経費は、環境省の実証事業を活用し、負担を軽減

### ランニングコスト負担の軽減

→事業を行うに当たって、回収ボックスからの回収については、外部委託せずに、嘱託職員の業務調整を行い回収することで、内部コストにて対応

# 事業化における検討ポイント

## 視点 回収量増加方策

### 周知啓発の徹底

→促進型の制度であり、かつ、従来どおりの排出方法も維持することから、回収量の確保については市民周知が重要

### 市民の小型家電排出における信頼の確保

→市民が小型家電(特に個人情報が多く含まれるもの)を退蔵する理由の1つに、個人情報の漏洩の心配があることから、回収ボックスの構造、設置場所について配慮するとともに、携帯電話・PHSについては回収後に専用の工具で穴あけ処理を施すこととした

# 事業概要

事業の目的  
資源化率の向上  
最終処分場の延命化

実施期間  
平成25年3月から平成28年3月31日

- ・平成25年3月は環境省の「小型電子機器等のリサイクルシステム構築実証事業」として実施
- ・平成25年4月以降は市独自のモデル事業として実施
- ・平成28年4月以降はモデル事業の評価を踏まえて検討

回収方法  
・ボックス回収方式:市内20か所に回収ボックスを設置し、回収  
・イベント回収方式:市主催のリサイクルイベント等で回収

回収対象品目  
長辺が30cm未満(30cm×15cmの投入口に入るもの)で国がガイドラインで示す  
特定対象品目のうち、次の16品目

電話機 携帯電話 PHS ビデオカメラ デジタルカメラ  
MDプレーヤー CDプレーヤー テープレコーダー(デッキを除く)  
携帯音楽プレーヤー(フラッシュメモリ) 携帯音楽プレーヤー(HDD)  
ICレコーダー 電子辞書 据置型ゲーム機 携帯型ゲーム機  
VICSユニット ETC車載ユニット

回収対象品目の16品目については、逆有償を避けるため有価性に配慮しつつ設定した。  
(環境省 中央環境審議会「小型電気電子機器リサイクル制度の在り方について」(第一次答申)を参考に設定)

# 事業スキーム

ボックスによる拠点回収

- 緑区合同庁舎
- 市役所本庁舎
- 南区合同庁舎
- 北・南部粗大ごみ受入施設
- 北・南清掃工場
- 津久井クリーンセンター
- 新磯野リサイクルスクエア
- 橋本台リサイクルスクエア
- 緑区各総合事務所(4か所)
- 相模台まちづくりセンター
- 民間事業者(3か所)
- 大学(2か所)
- イベント回収

回収コストの抑制

回収は資源物持ち去りのパトロールを担当している嘱託職員が行う。

回収

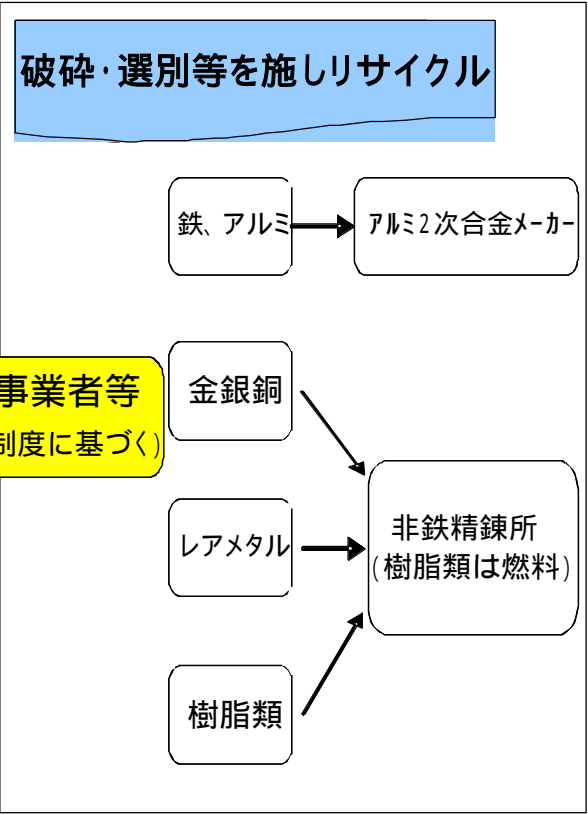
橋本台リサイクルスクエア  
(ストックヤード)

引渡し

認定事業者等  
(国の制度に基づく)

- ・分別
- ・集計
- ・計量
- ・個人情報対策

携帯電話の穴あけ作業を橋本台リサイクルスクエア職員が行う。



随時

市民の信頼の確保

# 市民周知について

・従来どおり「一般ごみ」としてのステーション回収も維持することから、市民のリサイクル意識の高揚を図り、持込に協力してもらうため、様々な手法で周知を実施

リサイクルプレス(自治会配布)  
市広報(平成25年2月15日号)  
新聞折込チラシの全戸配布(平成25年3月1日)  
ラジオCMスポット放送(1日2回)  
バス車内広告(紙、デジタルサイネージ)  
公共施設ポスター掲示 等

・新聞等 24件  
EX)朝日新聞(H25.4月30日号)  
    神奈川新聞(H25.6月28日号)  
・テレビ 6件  
EX)NHK「ニュース7」(H25.3月31日)  
    日本テレビ「NEWS ZERO」(H25.4月1日)

・事業開始後、新聞やテレビ等のマスコミに多く取り上げられたことから、市民及び関係者への周知が一層進んだと思われる。



# 回収ボックスについて



## ボックスの特徴

- ・幅56cm×奥行き45.6cm×高さ133.3cm
- ・投入口のサイズ 大:横30cm×縦15cm  
小:横10cm×縦5cm
- ・携帯電話及びPHS専用投入口の設置
- ・施錠可能
- ・抜き取り防止スライダー
- ・内容量確認窓の設置
- ・ボックスの設置場所は、盗難防止のため窓口等  
人目のつく場所に限定している

# 回収実績(平成25年度)

事業開始当初に想定した回収量150kg/月の約7~8倍を回収し、順調に回収量は推移しているものの、事業の目的に照らし合わせるとさらなる回収量の増加が必要となる。

(kg)

	携帯電話・PHS	その他小型家電	合計
4月	80.47	1066.0	1146.47
5月	80.25	1320.0	1400.25
6月	31.03	1019.0	1050.03
7月	28.0	1072.0	1100.0
8月	30.2	1220.0	1250.2
9月	20.2	750.0	770.2
10月	32.0	1338.0	1370.0
11月	23.81	1516.0	1539.81
12月	42.00	1558.00	1600.00
1月	23.56	730.00	753.56
2月	24.00	956.00	980.00
3月	64.80	1195.00	1259.80
合計	480.32	13740.00	14220.32

## 回収量上位の品目(重量ベース)

1. 据置型ゲーム機
2. 電話機
3. 携帯電話・PHS

## 回収量上位の品目(個数ベース)

1. 携帯電話・PHS
2. 据置型ゲーム機
3. 電話機

回収対象16品目のみの順位

# 回収した使用済小型家電の様子



回収した携帯電話



分別の様子

# 本実施に係る検討課題について

事業開始から約1年半が経過し、事業規模と比較しての回収量は堅調であるが、事業の目的である最終処分場の延命化や小型家電リサイクル法の基本方針で示す回収量目標(1kg/人)の達成に十分寄与する程の回収量とは言い難く、今後事業の本実施に向けて回収方法の拡大を検討する必要がある。

## ボックス回収事業の拡大

### < 具体的な検討項目 >

#### 回収ボックス設置場所の拡充

→現在20か所に回収ボックスを設置し回収を行っているが、今後市民の排出機会の拡大及び回収量の増加をより図るため、多様な回収拠点を新たに設置する。

#### 課題

- ・回収スキームの再構築(回収コスト)

#### 回収対象品目の拡充

→現在特定対象品目の中でも有価性の高い16品目に限定して回収を行っているが、今後市民の利便性の向上及び回収量の増加をより図るため、回収対象品目を拡充する。

#### 課題

- ・引取に当たって逆有償となる可能性がある。

# 本実施に係る検討課題について

## 粗大系家電製品回収の検討

「ボックス回収事業の拡大」の検討理由と同じく、今後回収量の増加を図るため、粗大系家電製品(電子レンジなど大型のもの)の回収を検討する必要がある。本年9月には期間限定で同製品群の排出量調査を実施した。

### < 実施概要 >

市内の粗大ごみ(有料ごみ、30cm以上)直接持込施設の一部において、認定事業者の協力のもと粗大系家電製品の持込人数、重量、品目の内訳等についてサンプル調査を実施。

### < 結果 >

実施期間:平成26年9月1日から9月6日

実施場所:北部粗大ごみ受入施設

持込件数:691件(粗大ごみ全体の約50%)

持込重量:5,840kg(粗大ごみ全体の約15%)

当初認定事業者による引取は週に2回予定していたが、実際には4回実施し、想定を超える回収量となった。



粗大系家電製品排出量調査の様子

# おわりに

小型家電リサイクル法が施行となって約1年半が経過し、環境省が実施したアンケートの結果を見ると、同法の制度に対して参加の意向を示す自治体が7割以上であり、制度として定着していくことがうかがえる。

促進型の制度であることから、国、県、自治体や認定事業者等の役割分担のバランスが重要となり、いずれかに過度の負担が偏ることのないようにすることが今後の制度の持続的発展に必要であると考えます。

## <自治体>

小型家電リサイクル法は促進型の法律であるからこそ、今後より拡大していくためには、既に制度に参加した自治体に対するステップアップのための支援(ランニングコストへの措置等)や小規模市町村の制度参加に対する支援が必要であると考えます。

## <認定事業者>

認定事業者等の経営状況の透明化、情報公開を進めていく必要がある。

\* 使用済小型家電の処理がビジネスモデルとして成り立っているのか。

\* 市町村への利益還元のための具体的な対応はどのように行っていくのか。

また、既に小型家電リサイクル事業を実施している市町村において、今後、参加市町村の増加等により排出量が増加した場合や、有価での買取継続が可能なのか等、費用面での不安があることは否定できず、事業の拡大に慎重にならざるを得ない状況である。



ご清聴ありがとうございました

